

2024 年度 4 月入学金沢大学大学院法学研究科（修士課程）

第 1 期募集 学力検査問題解答例・出題意図

専攻名 法学・政治学専攻 選抜区分 ○一般・外国人・社会人

科目名 日本法制史 記載者氏名 \_\_\_\_\_

解答例又は出題意図

江戸時代の身分制度と、明治時代以降の社会保障法につき、一般的・教科書的な理解が構築されているかを問うた。浅古他 3 名編『日本法制史』（2011、青林書院）の記述に基づいて、各設問において最低限言及すべき事柄を挙げる。

問題 1

(1) 江戸時代の身分制度について、中世以来の経緯を踏まえてその成り立ちを説明しなさい。

(例)『正法眼蔵随聞記』『神皇正統記』などの記述からは中世までの日本には、職能別に身分の序列を設ける発想はなかったように見受けられるが、豊臣政権下での検地・刀狩・人掃令を契機としてそれが発生した。すなわち、武士は秩序維持のために貢租を収納して行政・裁判を通じた支配を行い、百姓はその支配を受けて貢租の納入・耕作に専念するという社会的身分の形成である。以後、江戸幕府もその方針を継承し、武士を上位とし、その下に百姓・町人を置いて村・町を単位とする地縁的団体を基礎に支配を行う体制を築いた。このような身分秩序が形成されると、武士・百姓・町人以外に区分されるものは社会にとって有用ではない存在であるという意識もまた醸成され、芸能者・宗教者・病人、非人そのほか多様な名称で呼ばれた下層民らへの賤視は近世を通じて強化されることとなった。

(2) 江戸時代の身分の類別について、具体的な名称を挙げてそれぞれの内容を説明しなさい。

類別として取り上げられる代表的なものとして、天皇・公家、武士、百姓、町人、穢多・非人の名称を挙げ、それぞれについて権能・職能や統治における位置づけ、収入や生活の状況などに言及があること。とくに武士・町人については、奉公との関連も踏まえた記述があること。

問題2 近代以降の社会保障制度に関わる立法について、時系列に即して主だった法典の名称をあげ、それぞれの内容を説明しなさい。

少なくとも、恤救規則（明治7年）、救護法（昭和4年）、健康保険法（大正11年）、国民健康保険法（昭和13年）、生活保護法（旧・昭和21年、新・昭和25年）については記述されていること。